

環境 エコロジー

放流コイ 生態系に脅威

浄化・教育のつもりが…生物駆逐



池干しで、子どもたちが捕まえた
コイ＝名古屋市昭和区の単人池

身近な池や川で目にするコイが、実は地域固有の生態系を脅かしている。日本人に愛着のある魚として放流されてきたが、ブラックバスなど海外からの外来魚と同様、元々すんでいる生き物を駆逐するおそれがある。研究者は、人の手で国内の他の地域から入ってくる生物を「国内外来種」として問題視するが、禁止する法律はなく、愛知県や滋賀県などが条例で規制しようとしている。

(川田俊男)

国内移入 禁止法なし

名古屋市昭和区の住宅街にある「単人池」で10月末、水を抜く「池干し」があった。ブルーギルなど特定外来生物駆除が主な目的だったが、参加者を驚かせたのは、むしろコイの数がその大きさにあった。水が抜かれた池の底には、水草は生えておらず、1匹近いコイがはねる姿ばかりが目についた。

名古屋市と市民グループが駆除した約490匹のうち、ブルーギルとブラックバスは計約74匹。残りのほとんどはコイだ。色鮮やかなニシキゴイも多い。地域の人が、池のにぎわいにしようとして放したこともあったという。一方、モツゴやタモロコなど、コイ以外の在来種は約10匹しか見つけられなかった。同市生物多様性企画室の渡邊英之主任は「愛着のある魚だからと放つおかげで、コイしかいない池になってしまつ」と話す。

コイは雑食で他の魚や貝、水草も食べる。体が大きく天敵が少なく、汚れた水に強い。そのため、国際自然保護連合(IUCN)が生息系に影響が大きい外来生物を定めた「世界の外来侵入種リスト100」にも選ばれている。研究者によると、日本で放流されているコイのほとんどは、品種改良などのためにユーラシア大陸産と在来種の遺伝子が混ざった飼育種だ。日本在来の野コイは、琵琶湖北部など一部でしか確認されていないという。

また、日本魚類学会が10月に開いたシンポジウム「国内外来魚問題の現状と課題」では、東大保全生態学研究室の松崎慎一郎特任助教がコイの水生植物や水質への影響について報告した。茨城県の霞ヶ浦で行った実験では、コイが巻き上げる泥が水底に日光が届きにくくなるうえ、尿などの排出物や植物フラス

外来種 もともと生息していなかった地域に、人の手で他の地域から入ってきた動物。国外からの外来種については、生態系や人、農林水産業に被害を与えるおそれがある。

る種に限って、外来生物法で国が「特定外来生物」に指定している。飼育や保管、輸入などを規制し、違反した場合は罰則もある。カミツキガメやブルーギルなど96種が指定されている。

「水庫放流に加え、これまで子どもの教育や河川をきれいにする運動の象徴として各地で放流されてきたが、逆に地域の生き物に悪影響を与える可能性を認識してもらったことが大切だ」と話す。

だが、国内移入規制は特定外来生物と異なり、一部の希少種保護や防疫目的の法律しかない。環境省は国内外来種を重要な課題としているが、「税関で止められる外来種とは違って、国内での移入を規制するのは難しい」と言う。

愛知・滋賀・愛媛…

条例で規制の動きも

こうした国内の外来種を、地域の課題と考えて規制に乗り出した自治体もある。

愛知県は条例で、「地域の在来種を圧迫し、生態系に著しく悪影響を及ぼすおそれのあるもの」について放流の禁止などを規定している。その対象種の一部を年度内に選ぶ予定で、専門家による検討会ではコイやヘラブナなどが候補に挙がっている。

日本魚類学会も希少種の保全のために行う放流については「生物多様性の保全をめざした魚類の放流ガイドライン」をつくっている。

一方、市民レベルの放流とは別に、漁業法では漁業者が採った分を増やすための放流が義務づけられており、全体を規制することは難しいという。農林水産省の08年の統計によると、コイは年間162万匹が放流されている。

神奈川県立生命の星・地球博物館の瀬能宏専門研究員は「コイに限らず、地域ごとの自然の歴史を無視した放流は、他の種との交雑や同じ種でも遺伝子攪乱を引き起こすおそれがある。本来の生態系を保全するためにも放流は慎重にするべきだ」と話す。

また、指定種の飼育などには届け出が必要で、放流すれば罰則もある。他にも、愛媛県や佐賀県など同様の条例がある。

